

感染症治癒証明書

大阪府立和泉支援学校長 宛

(小 ・ 中 ・ 高) 年 組 児童生徒名

診断を受けたものについて「診断」欄に○印の記入をお願いいたします。また、インフルエンザにつきましては「A型」「B型」等分かれば(型)内に記入してください。

なお、表に記載のない感染症については、「その他の感染症」の()内に診断名を記入してください。

診断	対象疾病	出席停止期間の基準
	インフルエンザ(型)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで(主要症状が改善されるまで)
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	マイコプラズマ感染症	
	感染性胃腸炎	
	手足口病(発熱を伴う場合)	
	溶連菌感染症	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで(解熱し、かつ治療開始(抗生剤の服用)から1日経過していること)
	その他の感染症()	

上記の疾患で(発症日) 月 日から 月 日までの間、療養しましたが、

(受診機関名) (受診日 月 日)にて、登校可能の許可を

得たことを証明します。

令和 年 月 日 (保護者名)

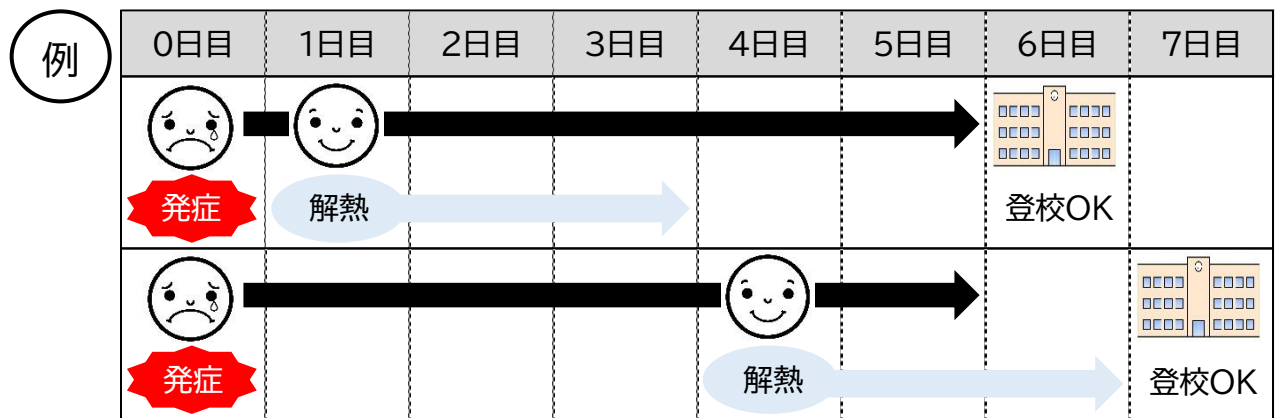
〈本校で出席停止となる感染症の一覧〉

	感染症名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、重症急性呼吸器症候群(SARS)、南米出血熱、マールブルグ病、痘そう、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群(MERS)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎	※各感染症によって出席停止期間の基準が違いますので、「感染症治癒証明書」をご参照ください※
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、手足口病(発熱を伴う場合)、ウイルス性肝炎、ヘルパンギーナ、EBウイルス感染症、サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症(※)	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで(主要症状が改善されるまで) (※)溶連菌感染症の出席停止期間の基準については、「感染症治癒証明書」をご参照ください

〈インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の出席停止の日数の数え方〉

どちらも、発症日を0日目として数えます!

①インフルエンザ



②新型コロナウイルス感染症

